

第7号議案資料 会費規程の改定

学会会費規程（案）

第1条 会員の会費の年額は定款第5条第1項の会員種別により次の通りとする。

- | | | |
|-----------------------------|------|---------|
| 1. 正会員 | 1人 | 10,000円 |
| ただし学籍を有する者は割引し、年額5,000円とする。 | | |
| 2. 団体会員 | 1団体 | 10,000円 |
| 3. 維持会員 | 1口 | 35,000円 |
| 4. 名誉会員 | 納入免除 | |

補則

機関誌 *Orient* の定期的送付を希望する会員は、通常会費に加えてさらに年額4,000円を支払うものとする。

平成10年3月9日 制定（定款改正の文部大臣認可が下りた日）

平成15年5月24日 改訂（第40回会員通常総会）

平成27年5月23日 改訂（第52回定時総会）

会費規程（案）新旧対照表

新	旧
<p>学会会費規程 <u>第1条</u> 会員の会費の年額は定款第5条第1項の会員種別により次の通りとする。</p> <p>1. <u>正会員</u> 1人 10,000円 ただし学籍を有する者は割引し、年額5,000円とする。</p> <p>2. <u>団体会員</u> 1団体 10,000円</p> <p>3. <u>維持会員</u> 1口 35,000円</p> <p>4. <u>名誉会員</u> 納入免除</p>	<p>細則 <u>第1条</u> 会員の会費の年額は定款第3条第6条の種別により次の通りとする。</p> <p>1. <u>正会員</u> 1人 10,000円 ただし学籍を有する者は割引し、年額5,000円とする。</p> <p>2. <u>維持会員</u> 1口 35,000円</p> <p>3. <u>名誉会員</u> 納入免除</p>
<p>補則 <u>機関誌 <i>Orient</i></u> の定期的送付を希望する会員は、通常会費に加えてさらに年額4,000円を支払うものとする。</p>	<p>補則 <u>欧文 ORIENT</u> の定期的送付を希望する会員は、通常会費に加えてさらに年額4,000円を支払うものとする。</p>
<p>平成10年3月9日 制定（定款改正の文部大臣認可が下りた日）</p> <p>平成15年5月24日 <u>改訂</u>（第40回会員通常総会）</p> <p>平成27年5月23日 <u>改訂</u>（第52回定時総会）</p>	<p>平成10年3月9日 制定（定款改正の文部大臣認可が下りた日）</p> <p>平成15年5月24日 <u>一部変更</u>（第40回会員通常総会）</p>